

国指定史跡「等妙寺旧境内」 保存管理計画策定委員会の開催

▼第2回委員会の現地視察の様子



▼第2回委員会の会議の様子



本年5月14日(木)・15日(金)に、史跡「等妙寺旧境内」保存管理計画策定委員会が中央公民館研修室で開催されました。

この委員会には、中野川・芝に所在する中世山岳寺院「等妙寺旧境内」が平成20年3月28日に国史跡として指定されたことを受け、史跡を恒久的に保存し次世代へと確実に伝達するための適切な管理の方法や指針を定めることを目的に組織されました。委員は、考古学、文献史学、建築史学、地質や植生環境学といった各分野の専門家をはじめ、地元有識者、地権者代表、オブザーバーとして国・県という構成で、保存管理計画の策定に向けた協議が進められています。第1回目の委員会は、

本年1月29日(木)に開催され、史跡の概要についての説明や史跡を取り巻いている植生の環境調査の経過報告、今後の計画等について話し合われました。今回の第2回目となる委員会では、保存管理計画の内容のうち、保存管理計画基本方針案、史跡の構成要素の確認、保存管理を行うていく上での地区区分(ゾーンニング)等について協議されました。今年度中に保存管理計画を策定、それまでにあと2回の委員会開催を予定しています。今後の協議内容には、史跡の保存整備の将来的な構想やこれからの活用の方法、運営の体制なども含まれています。

等妙寺旧境内の史跡指定範囲は、現在の等妙寺から山中に残されている寺院跡地、それらをつなぐ参道を含めた、総面積60・96ヘクタールに及びます。広大な史跡範囲の中には、寺院の建物等が推定される平坦部や石積み、参道や登拝道等の道跡、樹齢700年ともいわれる大杉の切り株、地下に埋もれている未確認の埋蔵文化財などを含め、歴史的な価値を有するものが多数存在します。また、寺地として選ばれた理由ともいえる谷筋の地形や地質、植生といった自然環境や景観もこの史跡の本質的な価値を構成する重要な要素となります。その本質的価値の保存・伝達を図るためには、守り伝えていくべきものを特定した上で、それぞれの特徴を理解し、それに応じた対処が必要となります。例えば、谷川の面する急傾斜地においては、災害等に備えた崩落防止対策や排水系統の整備が必要になりますし、現在の等妙寺では守り伝

えられてきた貴重な伝世品があるため、防火・防犯の対策などが必要と考えられます。また、史跡範囲の9割以上がスギ・ヒノキの植林地であるため、史跡の保護や寺院としての景観といった観点からも、間伐などの山林管理が大変重要でです。

史跡「等妙寺旧境内」は地域の財産であり、全国的に貴重な遺跡と認められた文化遺産です。この史跡を守り伝え続けるためには、地域の方々のご理解とご協力が是非とも必要です。委員会では、史跡を次世代へと伝達していくための方法や指針について検討を重ねていき、その都度、ご報告します。今後、史跡の様々な保存活動を通して、より多くの方々知っていただき、現地へと足を運んでいただけるよう保存整備を進めていければと考えていますので、ご協力のほどよろしくお願ひします。